

群馬パース大学大学院 学則

第1章 目的

(目的)

第1条 本大学院は、高度な学術的基盤と優れた創造性を培い、専門分野における高度な学術の理論及び応用を教授研究し、次世代を担える研究能力を備えた研究者、教育者、実践者及び指導者を育成することをもって、専門分野の発展と人々の幸福に貢献することを目的とする。

第2章 自己点検・評価等

(自己点検・評価等)

- 第2条 本大学院は、その教育研究水準の改善・向上を図り、前条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表する。
- 2 前項の点検及び評価の結果について、一定期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（以下、「認証評価機関」という。）による評価を受けるものとする。
 - 3 本大学院は、教育研究活動等の状況、自己点検・評価、認証評価機関の評価結果について、刊行物、広報活動等において、積極的に情報を提供するものとする。
 - 4 本条第1項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第3章 課程及び教育研究上の組織

(課程)

第3条 本大学院に博士課程を置く。博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分する。

(研究科、専攻及び定員等)

第4条 本大学院に研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
保健科学研究科	保健科学 専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名

(研究科の目的)

第5条 研究科・専攻及び課程ごとの人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的については、別表第3のとおりとする。

第4章 組織

(教員)

第6条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科における授業及び研究指導は、教授、准教授、講師及び助教が担当する。
- 3 研究科における授業及び研究指導を担当する教員の資格審査については、別に定める。

(事務職員)

第7条 本大学院に必要な事務職員を置く。

(研究科委員会)

第8条 本大学院の管理運営のため、研究科委員会を置く。

- 2 前項の研究科委員会の組織、任務、権限及び運営の細部については別に定める。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第9条 博士課程の修業年限は5年とし、博士前期課程の修業年限を2年、博士後期課程の修業年限を3年とする。

- 2 職業を有している等の事情により、第1項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

第 10 条 博士前期課程の学生は 4 年を、博士後期課程の学生は 6 年を超えて在学することができない。

第 6 章 学年・学期及び休業日

（学 年）

第 11 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学 期）

第 12 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業日）

第 13 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 創立記念日 11 月 30 日
 - (4) 夏季休業日 当該年間学事日程による
 - (5) 冬季休業日 当該年間学事日程による
 - (6) 春季休業日 当該年間学事日程による
- 2 前項に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第 7 章 教育課程等

（教育課程の編成方針）

第 14 条 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たって、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専門分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう適切に配慮する。

（授業及び研究指導）

第 15 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。ただし、研究科委員会が特に必要と認める場合には、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができるものとする。

(授業科目)

第 16 条 本大学院には、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

- 2 前項の授業科目は別表第 1、2 のとおりとする。

(成績評価基準等の明示等)

第 17 条 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第 18 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、授業の方法に応じ計算するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別研究については学修の成果を評価して単位を授与することが適切であると認められる場合には、これに必要な時間数を考慮して 1 単位とする。

(授業期間)

第 19 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(履修届の提出)

第 20 条 学生は、学年の始めに履修しようとする授業科目について、指定する期日までに学長に届け出て、その承認を得なければならない。

(単位の授与)

第 21 条 本大学院は、授業科目を履修した場合には試験等により成績評価を行い、合格者に対して、所定の単位を与える。

(試験の方法)

第 22 条 試験は、筆答（報告を含む。）又は口答によって行う。ただし、実験、実習若しくは実技においては、その他の方法によることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 23 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について取得した単位については、研究科委員会の議を経て、15 単位を限度として修了要件単位として認めることができる。ただし、第 24 条に定める入学前の既取得単位等の認定により、本大学院の授業科目の履修により修得したのものとみなした単位数と合わせて、20 単位を超えないものとする。

(入学前の既取得単位等の認定)

第 24 条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において履修した授業科目について取得した単位（科目等履修により取得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、15 単位を超えないものとする。ただし、第 23 条に定める他の大学院における授業科目の履修等により、本大学院の授業科目の履修により修得したのものとみなした単位数と合わせて、20 単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第 25 条 本大学院の学生が、本学以外の大学等で授業科目の履修を希望する場合は、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第 26 条 本大学院以外で修得した科目の単位の取り扱いは別に定める。

(成 績)

第 27 条 授業科目の試験の成績は、A+、A、B、C、F（不可）をもって表わし、C 以上を合格とする。

第 8 章 課程の修了要件等

(課程の修了要件)

第 28 条 本大学院の博士前期課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院博士前期課程の目的に応じ、本大学院の行う博士前期課程の修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 本大学院の博士後期課程の修了要件は、本大学院に 3 年以上在学し、所定の

位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院博士後期課程の目的に応じ、本大学院の行う博士後期課程の博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に2年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 学位論文の審査に関し必要な事項は別に定める。

(学位授与)

第29条 学長は、前条第1項の規定により博士前期課程修了の認定を受けた者に対し、次の学位を授与するものとする。

保健科学研究科 保健科学専攻 博士前期課程

看護学領域	修士（看護学）
リハビリテーション学領域	修士（リハビリテーション学）
病因・病態検査学領域	修士（医療技術学）
放射線学領域	修士（医療技術学）
臨床工学領域	修士（医療技術学）
公衆衛生学領域	修士（公衆衛生学）

- 2 学長は、前条第2項の規定により博士後期課程修了の認定を受けた者に対し、次の学位を授与するものとする。

保健科学研究科 保健科学専攻 博士後期課程

医療科学領域 博士（医療科学）

- 3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

第9章 入学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第31条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を日本国内において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であ

- って、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を、文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を日本国内において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
 - (8) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

（入学の志願）

第32条 本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第33条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学の手続き及び入学許可）

第34条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学誓約書、その他所定の書類を提出するとともに、別に定める入学金及び授

業料を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、研究科委員会の議を経て入学を許可する。

(保証人)

第 35 条 入学にあたり保証人は 1 名を必要とし、学納金等を学生本人が納める場合は、成人で独立した生計を営む者で、学納金等の債務を確実に履行できる者とする。学生本人が学納金等を納めることができない場合は、原則として学納金等納入者とする。

- 2 保証人に異動があった時は、直ちに学長に届け出なければならない。

(転入学)

第 36 条 他の大学院から、本大学院に転学を志願する者がいるときは、学期の始めに限り研究科委員会の議を経て許可することがある。

(再入学)

第 37 条 本大学院を退学した者が、再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、許可することがある。

第 10 章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第 38 条 疾病その他特別の理由により、3 ヶ月以上修学することができない者は、その理由を明らかにし、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病による理由の場合には、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 疾病のため、修学することが適当でない認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 39 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 2 年を越えることができない。
- 3 休学期間は、第 10 条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第 40 条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

- 2 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第41条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教員及び研究科長を経て学長に転学願を提出し、許可を受けなければならない。

(留学)

第42条 外国の大学院又は研究所等に留学を志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第9条の修業年限に算入することができる。

(退学)

第43条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第44条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料又は在籍料の納入を怠り、催促してもなお納入しない者
- (2) 第10条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第39条に規定する休学期間を超えてなお修学する見込みがない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者
- (5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められた者

第11章 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第46条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、「群馬パース大学 学生の懲戒等に関する規程」に基づき、学長が懲戒する。

第12章 研究生、科目等履修生及び聴講生

(研究生)

第 47 条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第 48 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第 49 条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、研究科の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生は学期ごとに入学を許可する。

(その他)

第 50 条 研究生、科目等履修生及び聴講生に関する規則は、別に定める。

第 13 章 検定料、入学金及び授業料

(検定料、入学金及び授業料)

第 51 条 検定料、入学金及び授業料の額は「群馬パース大学 授業料等徴収に関する規程」に定める。ただし、第 9 条第 2 項の適用を認められた者の授業料は、別に定めるとおりとする。

(授業料の納入)

第 52 条 授業料は、年額又は二分の一ずつを次の 2 期に分けて納入しなければならない。

区分	納期
前期 (4 月から 9 月まで)	4 月中
後期 (10 月から翌年 3 月まで)	10 月中

(退学及び停学の場合の授業料)

第 53 条 前期又は後期の途中で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の在籍料)

第 54 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の授業料を免除する。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。

(納入した授業料等)

第 55 条 納入した検定料、入学金及び授業料は返還しない。

第 14 章 公開講座

(公開講座)

第 56 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学院に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第 15 章 改正及び細則

(改正)

第 57 条 本学則の改正は、理事会が行う。

(細則その他)

第 58 条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附則

1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2. この学則改正後の第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条の規定は、平成 30 年度入学生から適用し、平成 29 年度以前の入学者に対しては

従前の規定による。

附則

1. この学則は、2019年4月1日から施行する。
2. この学則改正後の第15条の規定は、2019年度入学生から適用し、2018年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1. この学則は、2020年4月1日から施行する。
2. この学則改正後の第15条の規定は、2020年度入学生から適用し、2019年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1. この学則は、2021年4月1日から施行する。
2. この学則改正後の第15条の規定は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1. この学則は、2022年4月1日から施行する。
2. この学則改正後の第15条及び第19条の規定は、2022年度入学生から適用し、2021年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附則

1. この学則は、2024年4月1日から施行する。
2. この学則改正後の第16条及び第29条の規定は、2024年度入学生から適用し、2023年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

別表第1 博士前期課程

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			修了に 必要な 単位数	
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習		
共通科目	医療倫理学特論	1 後		2		○			30 単位 以上	
	教育学特論	1 前		2		○				
	社会学特論	1 前		2		○				
	国際保健政策特論	1 前		2		○				
	公衆衛生学総論	1 前		2		○				
	抗加齢医学特論	1 前		2		○				
	生殖補助医療技術学特論	1 前		2		○				
	医療情報科学特論	1 前		2		○				
	データ分析特論	1 前		2		○				
	医療安全管理学特論	1 前		2		○				
	情報アクセシビリティ学特論	1 前		2		○				
	応用英語	1 前		2		○				
	研究方法特論	1 前	1			○				
	保健科学特別セミナー	1 後	2			○				
専門科目	看護学領域	看護学研究方法論	1 前		1		○		30 単位 以上	
		成人看護学特論	1 前		2		○			
		成人看護学演習	1 後		2			○		
		ウィメンズヘルス・助産学特論	1 前		2		○			
		ウィメンズヘルス・助産学演習	1 後		2			○		
		発達看護学特論	1 前		2		○			
		発達看護学演習	1 後		2			○		
		地域・在宅看護学特論	1 前		2		○			
		地域・在宅看護学演習	1 後		2			○		
		看護学特別研究	2 通		10			○		
		看護マネジメント特論	1 後		2		○			
		精神看護学特論	1 後		2		○			
	リハビリテーション学領域	リハビリテーション学研究方法論	1 前		1		○			
		総合理学療法学特論	1 後		2		○			
		総合理学療法学演習	1 後		2			○		
		総合作業療法学特論	1 後		2		○			
		総合作業療法学演習	1 後		2			○		
		リハビリテーション学特別研究	2 通		10			○		
リハビリテーション教育学特論	1 後		2		○					
コミュニケーション障害学特論	1 後		2		○					

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			修了に 必要な 単位数	
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習		
専門科目	病因・病態検査学領域	病因・病態検査学研究方法論	1 前		1		○		(30 単位 以上)	
		病態免疫化学検査学特論	1 前		2		○			
		病態免疫化学検査学演習	1 後		2			○		
		遺伝子・血液情報検査学特論	1 前		2		○			
		遺伝子・血液情報検査学演習	1 後		2			○		
		生体分子情報検査学特論	1 前		2		○			
		生体分子情報検査学演習	1 後		2			○		
		組織細胞・生殖補助技術学特論	1 前		2		○			
		組織細胞・生殖補助技術学演習	1 後		2			○		
		生体機能検査学特論	1 前		2		○			
		生体機能検査学演習	1 後		2			○		
		病因・病態検査学特別研究	2 通		10					○
	病態検査解析学特論	1 前		2		○				
	放射線学領域	放射線学研究方法論	1 前		1		○			
		放射線教育学特論	1 前		2		○			
		放射線教育学演習	1 後		2			○		
		放射線防護学特論	1 前		2		○			
		放射線防護学演習	1 後		2			○		
		放射線利用学特論	1 前		2		○			
		放射線利用学演習	1 後		2			○		
		放射線学特別研究	2 通		10			○		
	放射線学特論	1 後		2		○				
	臨床工学領域	臨床工学研究方法論	1 前		1		○			
		生体情報医工学特論	1 前		2		○			
		生体情報医工学演習	1 後		2			○		
		生体機能医工学特論	1 前		2		○			
		生体機能医工学演習	1 後		2			○		
臨床工学特別研究		2 通		10			○			
臨床工学特論	1 後		2		○					

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			修了に 必要な 単位数
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	
専門科目	公衆衛生学領域	疫学特論	1 前		2		○		(30 単位 以上)
		生物統計学特論	1 前		2		○		
		健康行動科学特論	1 前		2		○		
		環境保健学特論	1 前		2		○		
		健康・医療政策特論	1 前		2		○		
		公衆衛生学研究方法論	1 前		1		○		
		感染症疫学・感染制御学特論	1 前		2		○		
		感染症疫学・感染制御学演習	1 後		2			○	
		公衆衛生看護学特論	1 前		2		○		
		公衆衛生看護学演習	1 後		2			○	
		身体活動疫学特論	1 前		2		○		
		身体活動疫学演習	1 後		2			○	
		保健医療情報学特論	1 前		2		○		
		保健医療情報学演習	1 後		2			○	
		公衆衛生学特別研究	2 通		10			○	
		感染症学特論	1 後		2		○		
		先端感染制御学特論	2 前		2		○		

別表第2 博士後期課程

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			修了に 必要な 単位数
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習	
共通 科目	生命研究倫理論	1 前	2			○			14 単位 以上
専 門 科 目	医療科学研究法（生体分子・病原体遺伝子）	1 前		2		○			
	医療科学研究法（細胞機能・生殖補助技術）	1 前		2		○			
	医療科学研究法（生体機能）	1 前		2		○			
	特講（生体分子・病原体遺伝子）	1 前		2		○			
	特講（細胞機能・生殖補助技術）	1 前		2		○			
	特講（生体機能）	1 前		2		○			
	演習（生体分子・病原体遺伝子）	1 後		2			○		
	演習（細胞機能・生殖補助技術）	1 後		2			○		
特別 研究	医療科学特別研究	1～3 通	6				○		

別表第3 人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的

保健科学研究科	<p>本大学院保健科学研究科は、保健科学に共通する高度な学術的基盤と倫理観及び優れた創造性を培うとともに、保健科学を看護学、リハビリテーション学、病因・病態検査学、放射線学、臨床工学、公衆衛生学並びにこれらを融合した医療科学の立場から教授研究し、次世代を担える研究能力を備えた研究者、教育者、実践者及び指導者を育成し、高度化、複雑化、多様化する現代の保健医療の発展と人々の幸福に貢献することを目的とする。</p>
保健科学専攻 博士前期課程	<p>優れた学識と倫理観を備えた、看護学、リハビリテーション学、病因・病態検査学、放射線学、臨床工学、公衆衛生学の高度な実践者、指導者、教育者、研究者を育成し、もって保健医療の発展と人々の幸福に貢献することを教育研究上の目的とする。</p>
保健科学専攻 博士後期課程	<p>医療科学の学術理論の構築と応用、開発のために自ら独創性の高い研究を遂行、指導できる、卓越した能力を備えた研究者、教育者、実践者及び指導者を育成し、もって保健医療の発展と人々の幸福に貢献することを教育研究上の目的とする。</p>